

タイ近代における小農創出的土地政策への道（上）

北原 淳

It has been an orthodoxy view that the land policy in Thailand has had a clear principle of the small farmers formation, since the modern land title deeds was firstly issued in the beginning of the twenty century. It seems, however, that this orthodoxy cannot be necessarily verified in a total context of land policy. Indeed, it has generally been admitted that a clear deviation from this principle was a case of concession of canal construction right of the vast area of Rangsit to a private Siam Canal and Irrigation Company at the turn of the century. However, it has been also admitted that the strict principle recovered to be applied to other areas after the problematic case of Rangist canal construction had finished, and, that the land policy of small peasantry formation has settled stable since then.

This paper starts from doubt about such an orthodoxy view. The official documents during the 1910 to 1920 shows many cases of application of land concession over 2000 rai (320 ha) to 3000 rai (480 ha) in the provincial areas of Thailand, where traditional forest and wild land clearing custom of tentative occupation (*chap chong*) was observed. The modern land deeds area has also developed a big scale of landlordism especially along the newly dug canals, in some other delta regions than the Rangsit canal network area. In this way the land policy of modern Thailand has fluctuated between the principle of small peasantry and that of big landlordism. The backgrounds of this swing are three; the technical limitation of title deeds issue and the resultant separation of land tax reform from the land title issue reform, a rival relation of land administration between the ministry of agriculture and the ministry of interior cum the ministry of finance, and, the ever expanding frontier from the lower delta to the upper hill and forest.

The first half stage of land policy from the 1890s to 1910 will be discussed by centering on the administrative separation of the title deed issue from land tax collection, by depending upon the official records of land code drafts and their dispute processes. The latter half of the land policy during the 1910 and the 1920 will be discussed by focusing upon the scale division of administrative permission between the officers of ministry of agriculture and those of the ministry of interior, mainly depending upon the records of policy debate processes. The official documents used here are mostly those classified into the ministry of agriculture (KS) in the reign of Rama V, VI and VII at the National Archives of Thailand, Bangkok.

1. はじめに

タイ近代の土地政策は小農創出策を基調としたといわれる。こういう通説がいつごろから、どのように形成されたのか定かではない。

しかし、この通説は、いつの間にか研究者の間に定着した観がある。たとえば、今ではすっかり古典となった J. C. イングラムのタイ経済史の著書、*Economic Change in Thailand since 1855*、によれば、タイは「小農の国」

(A Nation of Small Farmers) である (Ingram 1955 [1971]: 58)。つまり、伝統的に自作小農の伝統の強い国である。また、チャオプラヤーデルタ経済史を大きく前進させた D・ジョンストンの学位論文によれば、植民地期のデルタ開拓にあたり、独立国のタイは資本と労働力を自前で調達し、自国民所有の小農的土地所有を形成したが、これに対して、植民地のビルマは外国の資本と労働力を導入し、外国人所有の大地主制を発達させてしまった。この自作小農経営の市場に対する抵抗力があつたため、タイでは、1929 年以降の大恐慌の影響力もビルマより軽くてすんだ、という [Johnston 1975: 414-425]。

このような小農支配説の通説はおそらく、タイ人の政策関係者や関係部局官僚たちにも古くから浸透している可能性がある。筆者がかつてまとめた報告書は、基本的に、イングラムの説を大前提としながら、むしろその根拠をタイの内務省土地局の報告書や創立記念論集類に依拠したが、それらに影響を受けて、やはり近代タイの土地法制の基調が小農創出策にあつた、というトーンで貫かれている (北原 1972)。筆者もまた官庁的言説に無批判に依拠したきらいがある。

ただし、ラーマ 5 世期におけるチャオプラヤーデルタ開発のうち、ランシット運河体系の建設事業だけは、明らかに小農創出策の伝統からの逸脱であると認識されている。官庁の正統的な言説でも批判されることもあり、多くの研究者によって、伝統的小農創出策から逸脱して大地主制を育てたと例として批判的評価を受けている。

しかし、問題は、小農創出策からの一次的で例外的な逸脱であつた、という理解の仕方である。通常は、王族の関係する民間会社に

ランシット運河網の建設許可を与えたのは、一時的で例外的な逸脱であり、1905 年前後の不作が世界的不況と重なった時期には、1906 年国税官による現地視察報告書 (北原 1990 [1976]: 85-86; Chathip & Suthy 1981: 430-434) に典型的だが、王政官吏内部にも批判が生じ、とくに、1912 年に進歩的ラーブリー親王が農務大臣に就任して以来、大土地所有制を制限する政策がとられ、それがその土地政策の基調となつた、というのである¹⁾。つまり、ラーブリー親王が、就任直後、ランシット運河事業の事後処理を精力的に行い、そのごチャオプラヤー西岸における類似の申請案件を認可しない決定をし、また、1916 年の土地法 (第 2 部) の内容でも、所有ではなく耕作行為を重んずるチャップチョーン規定に努力するなどした結果、そのかいあつて、1910 年代以降は再び、自作小農創出策に戻つた、というのである。

ランシット運河会社が 1888 年の「運河掘削許可契約」により、タンヤブリー県のトゥンルアン湿原一帯の運河掘削権の払い下げを受けてから、約 15 年間は、米の海外需要が急増し、デルタ開発ブームが起きた。しかし、1905 年の世界的な不況を契機に、米輸出とチャオプラヤー・デルタの開発ブームが収束し、また旱害によりランシット地域の不作が重なると、広域的に運河掘削の独占権を認可された王族が関係する特権的民間会社の存在が議論的となつた。ラーマ 5 世の没後、あとを継いだラーマ 6 世時代に農務大臣に就任したラーブリー親王は、ランシット運河会社問題と就任早々、精力的に取り組み、会社運河施設の政府移管を行った。したがって、1910 年代半ば以降は、デルタや未墾地の開発は、政府自らが自作小農創出策の原則を固持して行

うこととなった、というわけである [北原 1980: 94-104]。このような筋書きは、実は筆者だけでなく、タイ内外の多くの研究者が、大筋で、承認してきたように思える (Johnston 1975; Sunthari 1987 [1978])。

筆者はその後しばらく土地制度・政策研究を中断し、筆者の作業を継承してくれるタイ内外の研究者の登場を期待していた。しかし、1973年10月政変世代²⁾とちがって、現在のタイの優秀な研究者の主たる関心は、もはや土地問題にはないようである。また、日本の研究者も農地改革が解決した土地問題の時代的な関心を想像できないようである³⁾。それならば、日本の農村で農地改革の衝撃を体験し、近代的土地所有について否応なく考えさせられた世代として、自らタイの土地研究に戻るべきだ、と思い始め、土地政策の復習と予習を始めた。その過程で、きわめて興味深い論文の一節に遭遇した。

それは、元土地局長官サックの論文集に所収された1927年のある会社による大規模分譲申請と国王によるその拒否の経緯である。サックは、まず、20世紀初頭の土地法の特色にふれ、1909年土地法等は、主として所有確定地に対する地券交付を規定したにすぎず、無主の荒蕪地の一時的占有（チャップチョン *chap chong*, または、チョン *chong*）⁴⁾を申請し、一定期間内に耕作を行えば、その土地の保有権が保証される慣習についての規定を後回しにした、とする。ところが、こうしてチャップチョンの規定が定まらなかった1927年に、華人系の一土地分譲会社が、フランス式のクレディ・フォンシエ (*credit foncier*) 方式によって土地開発を行う許可をラーマ7世に求めた。この開発計画事業は、開拓希望者に分譲する予定の分譲地を担保に

して外国資本から融資を受け、その資金を開拓希望者に貸し付けて分譲地の開拓を進めさせる、というものであり、このために、大規模なチャップチョンを申請したのだった。ラーマ7世は外国人・外国会社の土地所有を警戒してこれに反対し、タイ人を所有者とする小農創出策を命じた。これが1936年の土地法（第6部）の小規模チャップチョンの規定（100ライ未満）に稔った、というのである (Sak 1968: 7-8)。

筆者は、このサックが紹介する経緯についての公文書の原文をまだ発見できていないが、それを傍証するような公文書を若干見つけることができた。たとえば、後述のように、1927-28年にかけて、2,000-3,000ライという大規模な土地のチャップチョン申請が農務大臣に受理され、コンセッションの許可が下りたこと、そして、その背景には、後回しにされたチャップチョン規定を盛り込んだ新土地法の起草委員会が、農務大臣に対して最高3,000ライの規模のチャップチョン申請を許可する権限を与える議論をしていたこと、等が明らかである (R7 KS6/4; KS6/6)。これらの公文書で見ると、1936年土地法によってチャップチョン規模の上限が100ライと規定されるまでには相当の紆余曲折があったことがうかがわれる。第一次大戦後の1920年代のブーム期にもまた、19世紀末ブーム期と同様、国有無主地の大规模な払い下げ（コンセッション）が行われたことがうかがわれる。南部のゴム園について、かつてイングラムは、マレーシアと比べると小農方式が圧倒的である、と指摘したが (Ingram 1971: 102-103)、これは36年土地法以降の政策の成果であろう。

このように、少なくとも、19世紀末ブーム

期におけるランシット運河地帯コンセッションの例だけではなく、第一次大戦後のブーム期における南部のゴム園用地コンセッションを典型として、後者は前者とちがいで広域一帯を独占するタイプではなかったとはいえ、大規模なコンセッションが行われたことは明瞭である。この点で、上のサックの指摘はきわめて貴重である。

筆者は 2000 年 12 月 12 日-14 日、バンコクのカセサート（農科）大学にて行なわれた国際シンポジウム、「チャオプラヤーデルタ：タイ国の米糧の歴史的発展、動態、および、挑戦」(*The Chao Phraya Delta: Historical Development, Dynamics and Challenges of Thailand's Rice Bowl*) に参加した際、近代タイの土地政策について報告した (Kitahara 2000)。その報告論文では、近代タイの小農創出的土地政策は、1890-1910 年、および、1915-1930 年、という二つのブーム期において、その路線からはずれて、大規模コンセッションを許し、大土地所有を創出してしまった、と想定した。そして、その対象地となったのは広大なフロンティアであり、前者は、世紀の変わり目にデルタ低湿地で水田として拡大したフロンティアであるが、後者は、低地で枯渇したフロンティアが丘陵地・山地の森林地帯へとのかぼり、畑地・園地として拡大したフロンティアである、と想定した。ちなみに、近代タイの農業発展は、このように、既耕地の集約化という内向的発展方向ではなく、未墾の荒蕪地や森林の耕地化という外向的発展方向をたどり、農業生産の増加は広大なフロンティアでの耕地面積の拡大によって実現して来た。従って、東アジア的な土地集約的タイプの農業と比較して、一定の面積単位での土地生産性は劣るとしても、農民一人

当たりの生産高でみた労働生産性は決して劣らず、場合によってはそれを上回る、という特徴をもつ。

さて上記のような筆者の想定、つまり、伝統的な小農創出策にとって、このように二つのクリティカルな時期が立ちただけ、これらの時期にはそれを逸脱した土地政策がとられたという想定は、完全に正しいとはいえないかも知れない。また同じ大土地所有創出でも、コンセッションを受けた業者が入植者に分譲する世紀の変わり目のランシット的方式と、業者が自ら入植地を所有経営する 1920 年代のゴム園方式とでは権益のありかたがかなり異なっただけである。つまり、土地開発業者に対して無主地（国有地）の大規模なコンセッションを行い、彼ら業者が開発（運河掘削）をした後の開発地を現実の入植・耕作者に細分して分譲することを許した前者の方式と比べて、後者は、サックのあげるような例が実現されず、少なくとも文書で散見する例では、たとえ規模は家族経営可能規模より大きくとも、業者が自ら開拓し、プランテーション経営をする方式である。ただし、このプランテーション形式には、労働者を雇用した直接経営だけではなく、入植希望の労働者に区画ごとに分割貸付する間接経営方式もありえたかも知れない。また、多数の小農の保有地をまとめて買い上げて大規模な経営地として 1カ所に集め、長期に借地契約をする方式もありえたかも知れない。いずれにしても、1936 年の土地法 (1936 年) が公布され、開拓フロンティアのチャップチョーン対象地の占有模様が最大 100 ライと制限されるまでは、政府の公的な土地政策の流れには、小農創出策だけでなく、大土地所有創出策の流れもみられた、と想定できよう。そしてこの土地政

策の流れには業務の管轄をめぐる農務省と内務省の葛藤や確執が絡み合っていた、とみられる。

本稿は、とりあえず、このような大土地所有の創出の事例が目立つ二つの時期に焦点をあて、前期については、土地の権利確定と地租徴収方法の改正とが法的・行政的に切り離され、また後期については、開拓途上での無主地の占有（チャップチョーン）権の認定が保有地の所有権確定とは法的・行政的に切り離されるという経緯のなかで、小農的土地保有策が必ずしも当初から一貫した原則ではなかったことを実証してみたい。なお、使用する一次史料は当時の農務省関係の公文書および関連する実定法令類である。ただし、前期については、土地関係の法案原文および採用された実定法が豊富なため、それらの内容の検討を中心として、副次的に政策論議を参照し、後期については、法案原文が少なく、実定法は1936年地券交付法第6部まで待たねばならず法文案に欠けるので、閣議や関連文書にみられる政策論議や関連する行政措置を中心にして、検討してみたい。以上の作業を通じて、土地政策の基本的な特徴を整理して、これによって、小農創出策基調説の通説への再検討を試みたい。

2. 土地所有権確定事業と地租徴収事業の分離とその要因

(1) 一律的適用への技術的限界

この時期におけるタイの土地政策の第一の特徴は、本来は密接に連携するはずの土地所有権確定事業と地租徴収率改正事業とが、紆余曲折の上、切り離されて、平行して行われたことである。この結果、タイの「地租改正」

は日本のそれとは異なり、権利の認定から切り離された純粹の税制改革として行われた（北原1976）。また、近代的地券の交付も部分的であった。1901年に近代的法観念に従って土地所有権を確定した際には、近代的権利証書にあたる「地券（チャノート）」が交付されたが⁵⁾、この地券の交付面積は、そのご1930年代に至っても、まだ全耕地の一部にすぎず、むしろその意味では近代的所有権を保証されない農地が多くを占めていたとみられる。ちなみに、年次別統計書によると、1934/35年で地券交付数は累計で約65万5,000件に達した。当時の水田面積、約2,085万4,000ライ、その他スアン（樹園地）面積55万7,000ライ、ゴム園面積111万5,000ライ（SYT 1934/35）、や推計農家数約200万戸、等と比較すると、地券がカバーできない土地も多かったとみられる。しかし、地券のない既耕地の水田や樹園地でも「田租（カー・ナー）」や作物税は徴収されていた。これらの地券のない土地の「地租改正」は、むしろ伝統的な検見による徴収方法を生かしながら、その税率を引き上げ、徴税担当官に認められたプレミアムを減少させ、中央への過去の滞納分を整理させる方式をとった⁶⁾。

地租改正事業は、近代的論理からいえば権利確定事業に伴うべき事業だが、タイでは技術的に権利確定のための測量作業が耕地面積の一部しかカバーできなかったことを主因として、地租徴収方法の改善は、伝統的な検見制度を踏襲しながら、その徴収率を、田地の豊稔度に応じて各行政村ごとに細かく規定し、かつ、引き上げる作戦をとった。1873年から始まった財政改革は、基本的に、慣習的な食邑（キンムアン）制度、すなわち中央派遣の地方官には国家の俸給を支払わず、その

代わりに、地方で徴収した税金から一定のプレミアムを確保することを認め、差額だけを国庫に納めるという制度を段階的に廃止する方向を打ち出した。これは、建前としては、関係官に国家財政で俸給を保証し、地方で徴収した税の全額を国庫に納める制度の導入を意味した。しかし、実際は、予算不足のために中央の俸給を受ける官吏の地位や人数が限定され、現場徴税官のプレミアム分の伝統的な利権も無視できず、妥協が行われた。地租の場合、徴税を担当する農務省官吏や内務省官吏への留保分(シプロット=10分の1、実際は12%)を認め、それ以外の送るべき差額を滞納分として捕捉し、過去の滞納額の整理を行った。地租改正では、こうした措置により、所有権確定事業とは別途に、伝統的方法に妥協しながら、それを徐々に改善して増収をはかった結果、1890年代には地租は全税収額の10%台に達し、20年代もその比率で推移した(北原1976)⁷⁾。また、徴税業務の管轄も、プレミアム分の利権問題も絡みながら、1873年の国家収入院(ho ratsadakon phihat)の設置に始まる財政改革、1892年からの省庁制度導入と中央集権化、地方割拠体制の廃止、等の行政改革の過程で紆余曲折した。

水田は田租を課されたが、樹園地(スアンsuan)の特定の樹木・作物については作物税が課された。伝統的には、これらの税金は土地に対する税金ではなく栽培する作物に対する税金だった。そして、伝統的に、田租は農務省の前身の田地局(krom na)が徴収し、樹園地(スアン)税は大蔵省系統の一局(krom phrakhlang suan)が徴収する分担体制がとられていた。1893年5月1日付けの農務省の布告は、樹園地の検見を厳しくして新しい検見証書を交付し、樹園地税の増収をめ

ざしたものだが、その徴収の管轄は、バンコク、サムットプラカーン、ナコーンクアンカン(農務省)とし、あとの地方は内務省として(R5 KS4.5/1)。その後この布告を緩和した関連布告も農務大臣が起案している(R5 KS4.1/4)。このように樹園税も、1890年代には、畿内を農務省が握り、地方は内務省に任せる分業方式がみられる。後述のように、1897-99年、農務省が一次的に廃止された際、国税庁がバンコク(首都担当)とプラーチンブリー(地方担当)とに臨時事務所を設け、前者は首都省(krasuang muang)が直接集め、後者は大蔵省が内務省地方官と協力して集める方式がとられた。農務省の復活後、農務大臣テーウェートは、農務省管轄の復活をねらって、1901年の地券交付法公布の直後に、これまでの各種・各様の26種の果樹税を農務省の管轄のもとに統一し、検見とそれにもとづく徴税通知書(bai nam)を交付する、という内容の「樹園税徴収法案」(R5 KS4.1/12: No. 45/5488)を起草した。しかし、採択された形跡が見あたらない。基本的に樹園税は農務省の手を離れていたものと見られる。

農務省廃止期の田租は、1899年9月6日付けの大蔵省から農務省への引継文書によれば、畿内は畿内担当国税局(krom sanphakon nai)がバンコクに、畿外は畿外担当国税局(krom sanphakon nok)がプラーチンブリーに、それぞれ事務所を設けて行った。しかし、実際の徴収業務では、畿内は大蔵省の監督下で、首都省所轄の地方官が行い、畿外は、大蔵省官吏が地方官の協力をえて直接に行った。そしてこの間の経験をふまえた大蔵省の結論は、田租は、農務省が中央検見官(カールアン・セナー)を派遣して徴収させる伝統的方式ではなく、このように大蔵省

の管轄下で、畿内は首都省に、畿外は州知事に権限をもたせて徴収するのが適切である、という主旨だった（R5 KS1/5: No. 75/9109）。内務大臣ダムロン親王は、1900年地租徴収法案の説明文書で、1896年には農務大臣がカールアン・セーナー（中央検見官）を任命する方式に代えて、州知事をこれに任命する方式となり、97-99年の農務省の廃止中には、内務省と首都省の監督下で国税庁の官吏が、県知事・郡長・村長・区長等の地方官と協力しながら、集める体制が定着した（R5 3.2/32: No. 234/6045）、として、この引継文書の内容を確認している。1900年田租徴収法はその法的表現であり、その前文では、田租徴収業務は大蔵省国税庁の任務であるが、地方行政改正によって内務省地方官が地方に常駐するようになったので、同庁官吏は彼らの協力をえながら徴税を行える、としている（PKPS 17: 494-995）。すでにこの時には、田租業務は農務省の手を離れていた〔北原1976: 57-59〕。復活後の農務省には、地券交付業務に専念すべきレールが敷かれていた、というべきだろう。

1900年に公布された「田租徴収法」(phra-ratcaban'yat laksana kha na)は、わざわざ、「本法は、田租徴収事業とは別途に行われる土地の所有・占取に対する地券・証書の交付事業とは無関係である」(第4条) (PKPS 17: 495)と規定し、地租徴収と地券交付の切り離しを明言する。関連して、「田の耕作者は本法に従い田租を支払わねばならない。ただし、担当官が田の耕作者から田租を徴収できない場合、田の所有者が本法に従い田租を支払うべき責任を有する」(第12条) (PKPS 17: 499)とし、原則として、田租が田地所有者から徴収する土地税ではなく、田地耕作者から

徴収する作物税であることを確認する。

ただし、この法の適用地域は技術的理由から限定されていたとみられる。たとえば、ダムロンが起草し施行された「田租徴収布告」では、同法の適用州を北部を除く14州に限り、トゥラー・デーン証書がすでに交付されたアユタヤー、アーントーン、ロップリー、スパンブリーの4州にはナー・クーコー (na khu kho 全面積課税田) 方式を適用し、その他はナー・ファンローイ (na fang loi 耕作部分課税田) 方式を提供する、としている (R5 KS3.2/31: No. 240/6217)。1906年の「田租徴収方法・徴収率改訂布告」(prakat kae withi lae phikat kep geon kha na) は、より詳しく、ナー・クーコー田には、5等級区分に応じて面積一杯に課税し、ナー・ファンローイ田には、同じく5等級区分に応じて、耕作部分にのみナー・クーコー田の率の4分の1を課税し、そして、占拠地 (thi huang ham) には、2年間は無税で3年目からナー・クーコー田の率の8分の1を課税する、と規定した [PKPS 20: 163-167]。この施行付則案とみられる1905年12月3日起草の「地租徴収証交付布告」(prakat ok bai kep goen khana) 案では、当面、伝統的な区分の課税方式を守りながら、全国11州(バンコク、アユタヤ、ナコーンサワン、ピサヌローク、ナコーンチャイシー、ラーブリー、プラーチンブリー、チャンタブリー、ナコーンラーチャシーマー、ナコーンシータマラート、プーケット)の全行政村(タンボン)を5等級に区分して課税率をあげ、将来は、全面積に課税するナー・クーコー方式の適用地域を段階的に広げてゆくとしている [R5 KS3.2/35]。そして、1908年の「ナー・クーコー方式田租徴収布告」(PKPS 22: 438-475) は、ナー・クーコー方

式を、中部諸州（ラーブリー、ナコーンチャイシー、アユタヤー、プラーチンブリー、ナコーンサワン、ピサヌローク）および南部 1 州（ナコーンシータマラート）にまで拡大して、全 49 県に適用し、各県のタンボンごとに、田地を 5 等級に区分し、それ以外の地域の田を、すべてナー・ファンローイ田と一時的占有地とに区分した。この体制は、基本的に、1936 年の地券交付法第 6 部の施行期まで続いたものとみられる。ただし、検見体制が不十分のため、田租が捕捉した田地面積もまた、実際の米作面積の一部にすぎなかった可能性が高い⁸⁾。

近代的権利の確定を技術的に困難にさせた自然的条件は、近代の半植民地的経済発展とともに、無主の荒蕪地が開拓されて耕地化されてゆく事態であった。後述のように、これらの開墾地を国有地として絶対化して、それを開墾者、耕作者に借地させることには抵抗があり、これらの開拓地には伝統的なチャップチョーン（チョーン）の慣習律が適用された。そしてこれらのチョーンの土地に関しては、一時的占有証（*bai yiap yam*）が交付されない場合はもちろん、交付された場合も、証書交付の手数料さえ支払えば、事実上、そのあとの数年間の占有・利用の期間は無税であった。このような開拓地が常に拡大する事態は、戦後にもおよび、1970 年まで続いて来たともいえる（Pasuk & Baker: chap 2）。

以上のような 1910 年以前の権利書、土地税、耕地利用状況、立地の関係を概念図にすると第 1 図のごとくなるであろう。つまり、所有権のうえで、測量にもとづき地券（*chanot*）を交付された土地は部分的であったが、それはほぼ畿内・中部および地方の既耕地に限定され、その対極では一時的占有（チャップチョーン）が行われ、1909 年法に従えば、2 年間の利用権を保証されたにすぎない一次的占有証（*bai yiap yam*）が交付される周辺フロンティアが常に拡大していたのである。

(2) 権利確定事業と地租徴収改正事業の分離の諸要因

さて、このうち、畿内・中部を中心とする恒久的耕地の田地（および樹園地スアン）をも含めて、地券の交付が遅れた最大の理由は、測量体制が十分でなく、地方登記所の設置も基本的に中部デルタに限られ、技術的に全国の耕地面積全体には対応できなかったためである。たとえば、地方登記所の設置は、中部諸県は 1901 年のアユタヤ県から始まり、ほぼ 1919 年までに終了したが、地方は、チェンマイ（1936 年）、ランパーン（1939 年）、ナコーンラーチャシーマ（1941 年）、プラチュアップキーリーカーン（1939 年）、ソクラー（1949 年）等、と大幅に遅れた。1930 年代に至っても、地券だけに限るとその全耕地に対する交

図 1 20 世紀初頭の土地の種類と関係

土地証書	地券 (<i>chanot</i>)	占有証 (<i>tra chong, bai chong</i>)	一時的占有証 (<i>bai yiap yam</i>)
土地税	田租 (樹園税)		占有証手数料 事実上無税
耕作状況	永続的耕地 (水田・樹園)	中間的耕地	一時的占有・利用途中地
所在地域	畿内・中部	地方既耕地	既耕地周辺フロンティア

付率はごく一部にすぎなかった。上述のように、タイ国年次別統計によると1933/34年の地券交付件数は約65万5,000件であるが、農家数は1930年で約200万戸程度と推定されるから、交付面積は部分的だった。

第2に、農務省を一時的に廃止するまでに至った王政政府内の新旧勢力の政争もまた交付体制を遅らせたとみられる。1873年に始まり、1910年前後にはほぼ終了する財政改革の過程では、上述のように地租徴収をめぐる農務省と大蔵省の管轄争いがあった。その背景となる中央の政争のピークは、1896年の政変にも等しい内閣大改造である。それは、国王と親王たちが中心となって新勢力（“The New Siam”）を結集した結果であり、これを契機として国王親政体制が成立し、チャックリー改革が本格化したのである（Wyatt 1969）。旧勢力（“The Old Siam”）側に組したとみられる農務省は、1897年3月25日に正式に廃止され、1899年9月1日までの約2年半の間、残った業務が大蔵省に移管された。この間に、地租徴収業務は完全に大蔵省に移管し、また、地券交付業務も一時的に大蔵省管轄となる事態が生じた⁹⁾。そして、99年9月以降の復活後も、上述のように、地租業務が農務省に戻ることはなかった。

そして、第3に、これがおそらく最大の要因であるが、既耕地以外のフロンティアでは常に新しい耕地が荒蕪地や森林の部分に拡大しており、その保有権は、一時的占有（チャップチョーン）の慣習により、即時には定まらず、数年間の連続的な耕作行為が認められた後、ようやく確定したからである。このチャップチョーン慣習律では、無主の荒蕪地の保有権は、利用・耕作権と一体だったので、保有者が耕作放棄をし、一定期間経つと（一時的占

拠をしながら耕作しなければ3年目、既耕地でも放棄したら10年目）、再び「無主」の国有地に戻った。

後述のように、この規定はラーブリー親王が不在地主をなくすために、慣習法を重視した1916年9月17日公布の地券交付法（第2部）にも生きている。地券を受領した土地でも、所有者が9年以上放棄して他所へ移住した場合は、その土地は無主地（*thi wang plao*）と見なす（第4条）（PKPS 29: 133-137）、というのである。このようなチャップチョーン慣習のある開拓地には近代法が直接に適用できなかったので、1901年の地券交付布告では1年間、それを整理し体系化した1909年の地券交付法〔第1部〕では2年間の期間だけのチャップチョーンを保証する一時的占有証（*bai yiap yam*）を交付した。そして、多くの年月と長い論議を経て、1936年の地券交付法（第6部）に至って初めて、利用度に応じて漸進的、段階的に、より確実な保有権を付与してゆくことが規定された。

当初の土地政策では、検見による田租徴収とともに、上述のようなチャップチョーン慣習をいかに土地法に盛り込むかが課題だったとみられる。しかし、結局、1909年に体系化された近代的な土地法では、広域にわたる新開地に広がりつつあるチャップチョーンに関する規定は先送りとし¹⁰⁾、また、中部一円にナー・クーコー田を新規に適用する方向の田租徴収改正法とも無関係に、畿内のアユタヤー（1901年）、バンコク、ナコーンチャイシー（1902年）、チョンブリー（1904年）等を手始めに、試験的、段階的に徐々に地券交付事業対象地域を拡大して行った。その地券交付事業も、1909年までには、ほぼ中部一円の諸州に登記所が設立され、普及をみるが、

必ずしも捕捉率が高くなかった田租徴収対象面積と比べても、測量等の技術的理由を主因として、実際の適用面積はさらに部分的だったとみられる。

さて、無主地を先占するチャップション方式は原理的には大土地所有を創出しないようにみえる。伝統的には無主地のチャップションは、開墾当初は、利用・耕作にともなう保有権しか認められなかった。以前の利用＝占有者が一定期間（通常は 10 年以上）放棄したときは、新しい占有者がその土地を占有し、3 年間（1909 年地券交付法第 1 部では 2 年間）は利用する権利が生じた。このような慣習律は、その限りでは、不在地的な大規模所有を防ぎ、自作小農を創出する方向に機能したはずである。

しかし、この利用に裏打ちされた所有権は、国家が無主地の所有権を主張する傾向と結合すると、逆方向にも機能した。国家による所有の根拠は伝統法に求められた。有名な『三印法典』の規定は、「アユタヤ州内の土地は国王のものである。国王の僕たる人民は土地を自分のものとすることはできない」（雑律 52 条）（KTSD 3: 115）というものである。三印法典の規定内容を整理した R・ランガによれば、従って、人民間で土地の売買は原則的に不可能であり、人民には土地の利用権しか認められず、利用を放棄すると容易に他人の手に移った（Lingat 1940: 13-42；野中・末広訳 188-210）。公文書の随所に見られるダムロン親王やラーブリー親王の認識もまた同様であるが、タマサート大学で教えたランガの整理はこうした王室的な言説を体系化したものとみられる。

このイデオロギーは、近代国家による強制的土地収用・没収を正当化するのに有効で

あった。たとえば、1927 年の閣議で、国家による私有地の収用を議論した際、ダムロン親王がまとめた結論は、没収地・収用地がたとえ私有地でも、国家は、その所有権を“civil right”として認めて借用するのではなく、強制的な“exploitation law”の原理に従って、土地収用権をもつ、というものであった（R7 KS6/4: No. 11/2470；KS6/6: No. 11/2470）¹¹⁾。このような措置を主張する根拠は、ランガが整理した国王が全土の所有権を持つというイデオロギーであろう。

国家の所有権は、近代の大規模な土地関係事業のコンセンションの際にも、結果的に人民＝小農民のチャップション行為を排除することになった。近代になって、チャオプラヤーデルタを典型として、土地の商品化が生じ、土地の所有権それ自体の絶対化が進行した。その結果、本来の私的保有地には近代的所有権が保証されたが、無主地や帰属のあいまいな土地はまず国有地に編入され、国家の所有権が強化された。この国有観念を正当化したのはかつての伝統法的観念であり、国王による恩恵的な土地の下賜行為を正当化した。ちなみに、恩賜を受けた土地は貴族官僚の任官中の報償とみなされ、1 代限りの保有しか許さないのが建前だった。しかし、1890 年代には、これが「王領田」（ナー・ルアン）と総称され、傍系親族や管理人下級官吏の末裔がそのような恩賜地の相続を願う国王への上申書が続出している（北原 1990 [976]: 69-73）。しかし、近代になって、荒蕪地をほぼ同様の論理で、運河＝土地開発会社に下賜した際には、今度は、近代的な絶対的所有権の概念が持ち込まれた。伝統的イデオロギーによって国王から民間会社に下賜された土地は、その途端に近代的所有権観念に裏打ちさ

れ、無主地の利用と保有が未分離の慣習的なチャップションの論理とは切り離して、コンセッションを受けた民間業者の所有権を絶対化した。土地の商品価値の上昇も加わり、伝統的な下賜の論理で正当化されつつも、その実、コンセッション方式によって近代的所有権が創出され、利用行為をともなわない絶対的排他的な所有権が大規模な土地に保証された。チャオプラヤーデルタではランシット地域の例を頂点として、1890年前後に、こうした大規模コンセッション申請が流行し〔北原 1990〔1976〕：67-69〕、申請許可地は不在地主地帯となった。ただし、当時の田地局長官（1892年の省庁制導入以降は農務大臣）のバサコーラウォン自身は、1888年のランシット運河会社への特権的な「運河掘削許可契約書」（PKPS 11：237-244）の内容（とくに運河兩岸40センの土地の分譲権）、1890年8月31日の幹線運河掘削許可、および、それに続いた9月16日付け、7本の支線運河の追加掘削申請、等を含めて、これらの会社方式による運河掘削申請の認可には慎重であり、批判的だったとみられる（R5 KS4.4/2）。これに対して、後任のスラサック農務大臣は、むしろ積極的に、ランシット運河掘削を支援した。

他方、土地政策の過程で、技術的困難さを主因として、権利確定事業が適用されない地域を残したが、それらの地域では大土地所有の形成を阻止することにもつながった。デルタ・フロンティアでは、コンセッションを受けて運河が開発された地域で、地券交付事業が集中的に取り組みられ、きわめて典型的に、権力と資本力のある業者やエリートの近代的な絶対的所有権が創出された。しかし逆に、権利確定事業が進まなかったデルタの外側の丘陵・山林フロンティアにおいては、もちろ

ん一部に国有地化とコンセッションの動きもあったが、土地の商品価値の低さも加わり、大土地所有の方向は押さえられた。デルタ外側のフロンティアでは、ランシット地域のような広域的な大規模コンセッションの方式がとられなかったことも幸いした。ただし、後述のように、1920年代の第一次大戦後のブーム期においては、1件につき2,000-3,000ライ規模程度のコンセッションは行われた。

以上のように、強化された国家の所有権にもとづいて土地開発事業用の土地のコンセッションが行われ、それが地券交付＝権利確定事業に裏打ちされた場合は大土地所有を生み出した。1989年1月に契約書に調印が行われたランシット運河の場合は、その期間を25年に限定したとはいえ、会社に対する幹線運河掘削権のコンセッションに加えて、幹線運河兩岸の各40セン（1.6 km）の土地を分譲希望者に分譲する権利をも許した。王政政府との契約書では、分譲希望者から集めた運河代金で運河掘削費を捻出し、事業収益金からその2割分を国庫に納めることが定められていた（PKPS 11：237-244）。もっとも、その後の経緯では、その収益金が国庫に納められた形跡はない。分譲地の規模には上限規定がなかったため、いきおい、分譲希望者は権力と資金のある特権的王族・高官層や商人層となり、大規模所有者層を生み出す結果となった（Sunthari 1987；北原 1990：第2，3章）。

なお、通常の無主・国有地のフロンティアにおいてチャップションされた土地は、2年間有効（ただし、1901年の土地法では1年間有効、1909年地券交付法から2年間有効）の一時的占有証（*bai yiap yam*）を受領する際に支払った手数料の支払いを除けば、事実上は無税だった（第1図参照）。このような新

開地フロンティアでは、徴税吏に作物を把握されない限り、農民開拓地はもちろん、商品的畑作物を作る農園やプランテーションを含めて、耕地や作物それ自体が無税に等しかった可能性がある。

3. 1901 年地券交付法以前の土地関係法案と土地政策

(1) 農務省発足直後の土地政策

さて、1901 年の地券交付法(1909 年地券交付法で体系化)に至る過程を検討してみると、検見による田租の徴収とその際の納税通知書(その裏書きによる納税証明書、間接的に保有権をも保証)の発行、という伝統をひきずった様々な法案が準備されたことが明らかである。しかし、この伝統的な検見を否定し、測量に基づく地籍図付きの地券交付方式を、隣国の海峽植民地のモデルを採用して行う方向に決定し、それを法令化したのが、1901 年の地券交付法であった。そして、これとともに、上記のような諸要因によって、田租徴収関係

法は権利確定関係法とは別個に制定されて、田租徴収の管轄も大蔵省に代わり、農務省から切り離されたのである。

1901 年に至る過程で、公文書の報告文で間接的に言及されたり、条文案が直接に示されている法案類や経過措置をまとめてみると、表 1 の通りである。

以上の法令および法令案のうち、公文書の記録で、法制定が言及されている 1888 年地租法、1893 年の「占有証交付法」案、1894 年「田地法」案、1896 年田地測量法案については、すでに紹介したことがある(北原 1974 ; 1976)。ただし、法案要旨説明のある 1891 年 2 月の土地法素案、および、その改訂版とみられる 1892 年 3 月の土地法案の存在について、ふれなかった。パサコーラウォン田地局長官の時代には、表 1 のように、1888 年に新田租法の施行があったことに加えて、このように 1891 年および 1892 年に土地の権利を保証する法案の起草がなされていたことを付記しておきたい。

1891 年 2 月の土地法の対象地は、田地に加

表 1 各種の土地証書=地租徴収法案

• 1888-1892 : パサコーラウォン田地局長官任期
1888 年 地租徴収法 (公式名称・条文は不明) (R5 KS3.2/10)
1891 年 2 月、109 年 3 月土地法素案 (条文不明) (R5 KS3.2/2 : No.37/796/714119)
1892 年 110 年 3 月土地法案 (全 62 条) (R5 KS4.1/2 : No. 47/827/19129)
• 1892-1897 : スラサック農務大臣任期
1892 年 111 年 10 月土地法案 (全 95 条) (R5 KS4.1/3)
1893 年 111 年 2 月占有証交付法案 (公式名称不明、全 40 条) (R5 KS3.2/10 : No. 12253 [8-15])
1894 年 同案の第 4 条を削り、再提案 (全 39 条) (R5 KS3.2/10 : 161-169)
1894 年 113 年 6 月田地法案 (prarachaban'yat laksana thina) (41 条)
1895/10/10-1897/3/25
対症療法的な「田地係争審理判決特別委員会」の設置
1896 年 115 年 10 月田地測量法案 (prarachaban'yat truatranwat na) (R5 KS3.1/8 ; KS4.4/5)
1896 年 チョーン布告 (PKPS)
• 1897-1899 : 農務省解散・大蔵省吸収合併時代
1897 年 115 年 3 月マヒット親王 (大蔵大臣) が田租徴収法を起草。

えて全農地を包含するが、作物税の伝統を残し、面積に従った一律課税ではない。パサコーラウォンの署名のあるラタナコーシン暦 109 年 3 月 8 日（1891 年 3 月）付け附属文書によれば、同法案の提出は国王側の催促を受けた結果であることがわかる（R5 KS4.1/2: No. 47/827/19129）。この法案は、1892 年 10 月 29 日になって、後任のスラサック農務大臣が上奏した文書によれば、閣議で 2 回目の検討を終えて、草案を 80 部印刷に付して、枢密院の検討用に送っている[R5 KS4.1/2]。この印刷版の土地法草案は、91 年の素案を修正した 92 年 3 月の「110 年土地法」（全 62 条）手書き草案（*praracha banyat thidin, pi 111*）（R5 KS4.1/2）を検討して修正し、1892 年 10 月に印刷に付した「111 年（1892 年）土地法」草案である。この 92 年土地法案は、旧案 92 年 3 月版の 62 条の条項を残しながらも、全 95 条にまで条文が増補されて、印刷に付されている（R5 KS4.1/3）。前任者のパサコーラウォン時代の 109 年 3 月の土地法案から見れば、再々度修正案ということになる。1892 年 11 月の枢密院秘書ピタヤ親王の公文書によれば、枢密院では、おそらく手書き案によって、1 回目の検討を終えたので、このスラサックの送ってきた印刷草案（1892 年 10 月案）の枢密院第 2 回目の検討会を、会議が重なり会議場も調整の必要があるとし、12 月 1 日に設定している（R5 KS4.1/2: *Phithayalap 5/11/r. s. 111*）。

後日、1895 年 6 月、ピタヤ親王は、次のように懐古している。土地法案は 112 年（上の日付に従えば、111 年のはず）12 月に御意に従って枢密院で検討し、さらにもう 1 回検討したら終了の予定だった。しかし、112 年（1893 年）には（フランスとのカンボジア国

境紛争という）「公務の危機が起きて」検討作業は中断した [R5 KS4.1/5: No. 24/708]。この 1895 年には、旧土地法案類に代わって、1894 年 6 月に体系化された田地法案が検討されていた可能性がある。パサコーラウォンが起草した 1891 年 3 月素案をもとにして、閣議と枢密院で検討し増補した 1892 年案は、対仏紛争で検討が中断したまま棚上げにされた可能性が強い。その内容は、クロムナー（田地局、1892 年の省庁制により農務省に昇格）が任命し派遣する中央検見官（カールアン・セーナー）による田地の検見とそれに基づく田租徴収証書（領収書）の発行、という伝統的発想を色濃く受け継いでおり、田租通知書（兼領収書）をもって所有権証書とする点で、近代的な地券とは性格を異にしている。この点もまた棚上げの一因となっただろう。

また、伝統的な田地局長官による中央検見官の任命と派遣は当時の政治的文脈の中では微妙な問題であった。1891 年 2 月 14 日付けのパサコーラウォン田地局長官の詳細な説明文は、田地局派遣の中央検見官の方が、内務省管轄の地方国の官吏よりも土地証書の発行と徴税に対して効率的であり、農業振興にも役立つ、という点を強調する（R5 KS3.2/2: No. 37/716/104119 [76-90]）。内務大臣のダムロン親王が中央集権的支配のために準備していた地方行政改革（1894 年のモントン [州] 設置や 1897 年の地方行政法等に結実した）や内務省派遣の地方在駐官を活用する方向とは拮抗する動きと思われる。

伝統的な田租の徴収法は、毎年、稲の収穫期の 2 月末または 3 月初になるとクロムナー（田地局）のカールアン・セーナー（中央検見官）が検見に行き、耕作者に検査証を渡し、地租を徴収するという建前であった。しかし、

実際には、検見による稲作収穫地の捕捉率は高くなく、また検見は数年に1回しか行われず、新しい検見があるまでは、前回の検見にもとづいて地租徴収がなされたとみられる。もっとも、実際には、このような田地局派遣の検見官による徴税地域は畿内とその周辺のみであり、地方では、地方官を代理派遣する地域、地方国に一任する地域の方が多かった(R5 KS3.2/10: No. 243/39527)。

田地局長官パサコーラウォン任期の1988年には、条文自体は不明だが、斉一的でなかった過去の検見の方法を統一し、検見=納税証書である「トゥラー・チョーン」(占有証、「チャノート・トラーク・チョーン」ともいう)を、全占有面積について、25ライごとに一部ずつ交付し、一部ごとに占有料を6パーツずつ徴収し、証書のない土地を国有地とするという主旨の田税法が制定された(北原1974: 298-299)。しかし、この全占有面積について、面積25ライごとに占有料6パーツを取り立てるという規定によって、25ライをわずかでも超えると倍の12パーツを取り立てたので、プラプッタパート、ピサヌロック、ピチット、ピチャイ、アユタヤ等のチャップチョーンの多い地域で大混乱を招き(R5 KS3.2/9; KS3.2/10)、また、予算と人員不足もあって、ごく一部にししか適用されなかった(北原1974: 299)。のち、1894年田地法案の奏上に際して、副農務大臣プラチャーチープは、その説明書の中で、ラ暦107年(1888年)の「トゥラー・チョーン」は、全占有面積に対して25ライごとにつき6パーツの手数料を課した結果、混乱を生じたことに加えて(直後に25ライを超える分は0.25パーツと訂正)、その押印や管理に県知事が加わったがためにかえって非能率となった、と反省してい

る(R5 KS3.2/10: 34-35)。

当時の田地局長官パサコーラウォンはこのような土地証書の発行方式を改めるために、上記の109年(1891年)3月土地法案を起草し、奏上した訳である。この法案の原文は発見できないが、上記1891年2月14日付けの同法案説明文では、パラコーラウォンは、“land law”案(この1891年3月土地法案を指す)を草稿したが、地租徴収については、すでに旧暦年末の2月・3月という検見の時期となり、新法案の提案はこれに間に合わないの、今回は旧法(1888田租徴収法)に従わざるをえない、としている(R5 3.2/2: No. 37/716/104119 [84])。

1893年1月23日付けの国王秘書ソムモット親王への公文書によって、パサコーラウォンの後任のスラサック農務大臣は、40条にのぼる占有証(チャノート・トゥラー・チョーン)交付の新法案を提案した。同文書によれば、1888年法の規定があるにもかかわらず、この3年間、検見官の派遣は、1年として収穫期に間に合わなかった。検査担当官の時間がなく(人数が少なく)、耕作者と呼んで、耕作地を確認するのに時間がかかったからである。そこで、111年末の検見をひかえて新法を準備した、とある(KS3.2/10: No. 12253)。同法案では土地証書の交付に関して田租徴収とは別途に規定する、としている。その背景は、現実の土地行政において、地租徴収と切り離して地券交付を行う必要性が生じていたことにある。そのひとつはランシット運河会社が関係する土地の権利を確定・保証する必要性であろう。なお、後述のように、この新法案は副大臣のプラチャーチープが起草したものである。

1892年11月のスラサック農務大臣による

ソムモット親王あての公文書は、同会社の地図に関係する8県(バンコク、ノンブリー、バトゥムターニー、ナコーンチャイシー、サムトプラーカーン、ナコーンクアンカン、チャチューンサオ、ナコーンナーヨック)について、田租徴収の検見官の任命を中止し、田租徴収とは別途に、土地証書(*chanot tra chong*)の測量官を任命したい、と上奏している(R5 KS4.4/3: No. 51/5620)。田租徴収と切り離して、測量にもとづく地積図を作り、土地証書を発行する必要性が生じた背景を示唆している。

ちなみに、スラサックが残した自伝によれば、就任直後(111年[1893年]3月27日とあるのは110年[1892年]3月27日の誤記か?)の閣議では、おそらく、上のパサコーラウォンから引き継いだ土地法案の審議なのだろうが、旧時代の方式が議論されている。そこでは、徴収田租の「10分の1」を農務大臣の月給とし、直後の収穫期にスラサックが中央検見官(カールアン・セナー)を任命して検見に派遣し、ナー・クーコー田、ナー・ファンローイ田という2種類の田租徴収を行い、その際まず、一時的占有証(*bai yiap yam*)を交付し、係争がなければ占有証(*tra chong*)を交付する、という決定をしたという(Surasak 1933(2): 453-456)。

このような伝統的方式による田租徴収を改革すること自体が、「10分の1」のプレミアムという利権をもつ農務省にとって、マイナスだったと見られる。田租徴収の管轄をめぐる農務省と大蔵省・内務省の争いは、1897年の農務省廃止によって、最終的に国王親政勢力の后者が勝利し、1899年からの復活後も、農務省は伝統的な業務であった田租業務から排除されたのだった。

1893年10月6日付けのスラサック農務大臣による国王秘書ソムモット親王あて上奏書によれば、地方国では、県知事が地方官を検見官に任命して徴税させ、県の金庫で管理させ使わせている。しかし、管理の困難さや使い込み問題などがあり、県知事自身も国庫に対する直接送付方式を望んでいる。スラサック自身も、伝統的な国庫への直接送付の方式(農務省による中央検見官の派遣と地方検見担当官のそれへの協力)を希望し、田租を管理する地方官に対して、自ら国庫送付命令書が出せるよう要望する、としている(R5 KS3.2/10: No. 58/4984/6671)。

この国庫への直接送付方式は一部の地域では許可されたようである。しかし、ラタナコーン暦114年度(1895年度)徴税期の1月に、スラサックが再び農務省による中央検見官(カールアン・セナー)の任命を望んだとき、ダムロン親王は否定的だった。親王の主張は、内務省管轄の州庁官吏に集めさせる方が検査能力、費用、時間等の点で能率的であり、農務省派遣の検見官とのいざこざもない、というものであった(R5 KS3.2/10)。

スラサックは、1896年3月24日付けの長文で、再度、4年間の地租滞納額を整理するためにも、この方式が望ましいと主張した(No. 64/11822)。その2日後に、国王は農務大臣の要望を拒否した(R5 KS3.2/10: No. 13/748)。スラサックは翌115年度(1896年)4月に入ってからも粘ったが、ダムロン親王は即座に、州知事・県知事に対して、内務省地方担当官による徴収の命令を打電した(R5 KS3.2/10)。のち、1900年の田租法に関し、ダムロン親王が説明している文書によれば、1896年には、農務省から中央検見官を派遣する伝統的な慣習を最終的に廃止し、内務省州

知事を各州の田租検見官に任命した、という (R5 3.2/31: No. 234/6045)。

以上の往復公文書類から、田租徴収をめぐって、旧来通りの徴収方式によってクロムナー (田地局) 以来の権利と利権を主張する農務大臣スラサックと、これに対して、州知事をトップとする内務省地方官による徴収を主張する内務大臣ダムロン親王との確執を想像することができる。

1894 年 12 月に、農務大臣スラサックは、病氣治療を理由にしばらく渡欧した。その間の農務省業務は、副大臣プラーヤ・プラーチャーチープ (官名, Phyara Prachachip Boriban, のちの官名, Phyara Ahan Borirak. 実名, プン・チュートー Pheong Chuto) に任せられた¹²⁾。そして、この間、1893 年土地法案 (40 条)、および、1894 年土地法案 (39 条) のふたつの田地法案を、プラーチャーチープに作らせたことがあきらかである (KS3.2/10: 27-28)。そのプラーチャーチープは、その後 94 年度末の検見に先だって、94 年 7 月 3 日付け公文書で新しい田地法案を起草した、と報告している。ただし、来るべき乾季の検見の時期までには無理だから旧法に従うが、審議に 1-2 年をかけても構わなから田地法が採択されれば光栄だとして、国王と閣議に対して継続的な検討を願い (R5 KS3.2/10: No43/9872)、地租改正事業に強い関心を示している。同法案は、田地を対象を限定しているが、所有権確定にもとづく土地税徴収という構想を明確にしている。ただし、田地と田租の種類は、伝統的なナー・クロー田 (*na khukho*) とナー・ファンローイ田 (*na fangloi*) の 2 種類に区分しており、抽象的な所有権にもとづいた一律の土地税は構想されていない (R5 3.2/10: No. 18/2725/33413 (31-73); 北原 1974:

302-305)。

上述のような、1893 年のカンボジア国境紛争と対仏危機を契機とする国王の神経症としばらくの執務の停止という突発事件もあって、地租改正法の制定作業はかなり遅れた。

スラサック農務大臣は、病氣治療を理由とした渡欧のあと、1895 年には、農務省の業務に復帰したもようである。1895 年 10 月 12 日付けの内務大臣ダムロン親王による国王への上奏書は、親王がスラサック、プラーチャーチープらと相談して土地法案の検討委員会を作ったこと、そして、委員会での議論をふまえて、州知事と協議するために法案を送ったことを報告し、とくに 4 人の州知事を上京させてさらに協議することを提案している (R5 KS4.1/5: No. 148/24524)。スラサックの渡欧後、土地法案の検討は、事実上、すでに彼の手を離れていたとみられる。

農務省解散直前の 97 年 3 月 11 日に、農務省業務を大蔵省に移管するという国王の提案に対して、スラサックは、おそらく抵抗をあきらめて、同意し、移管した際には農務を辞めたい、という主旨の文書に署名して、形式的にはまだ大臣ポストにとどまっている (R5 KS: 1/2: No. 42/1712)。しかし彼の任期末には農務省の業務はすでに彼の手を離れていたとみられ、たとえば、1896 年 10 月 23 日付けの土地法関係の公文書に彼は副書をしているだけである (R5 KS4.4/5)。

94 年のスラサックの渡欧と、96 年の内閣大改造や 97 年の農務省廃止との因果関係は正確には不明だが、この大改革以降、田租徴収は完全に大蔵省に移管され、内務省地方官がこれに協力する体制が成立した。1899 年の農務省再設とテーウェート新農務大臣の就任後も、農務省を田租事業からはずし、農務省の

権力を制限する方針に変わりはなかったといえる。すでに上で検討したように、1894年の田地法案提出後、とくに114年度末の収穫期（1896年2、3月）の検見以降、数ヶ月間に渡って、地租徴収の業務管轄をめぐる農務大臣スラサックと内務大臣ダムロン親王との確執があった。農務大臣は農務省派遣の地方農務官に集めさせようとし、内務省は州知事およびその配下の地方官に集めさせようとした。1897年3月には大蔵大臣ソムモット親王が田租徴収令案を起草したが、3月21日の同案上奏文は、伝統的な農務省派遣の中央検見官による検見と徴税の体制を、徐々に内務省管轄の州知事による検見と徴税の体制に切り換えつつあったことを記している（R5 KS3. 2/10: No. 240/10591）。

注

1) ランシット運河網とは、1888年に政府との契約文を交わして、ラーマ5世から、バトゥムタニー県のトゥン・ルアン湿地帯一帯の独占的運河掘削権を認可（コンセッション）されたシャム運河水路掘削会社（英訳 Siam Canal and Irrigation Company）が、ほぼ1890年から1910年にかけて掘削した南北・東西併せて36本に及ぶ運河網である。ほぼ1.6キロおきに掘られた運河の兩岸の土地は、運河代と称する分譲代金に当たる代金を会社に支払った分譲希望者に分譲された。分譲規模の制限はなく、^{ゾゾ}荒蕪地の農地化のコストも必要だったため、資金の豊富な商人たちが大規模分譲を受け、農民の分譲例はまれだった。また、運河代を払わずに大規模な土地を分譲された王室、王族も多かったとみられる。こうしてランシット運河網は近代タイ有数の大規模不在地主地帯となった。1910年代に運河施設は国家に移管されたが、土地は分譲者のものとなった。この国家移管を精力的に行ったラーブリー親王はこの運河掘削方式

とその結果生じた大土地所有制に批判的だった（北原1990：2章）。2年余にわたり廃止された農務省が復活した1899年9月6日付けの大蔵省から農務省への公式引継文書は、シャム運河水路掘削会社の件について、「大蔵省管轄下の政府の考えに二つがあった。ひとつは、政府は国王の会社へのご許可が不公平であったか、あるいは、許可すべき限度を超えていたと考えている。国王のご許可の内容とその後の経緯に照らして、詐欺まがいのことも数多くあり、これはまた会社の損失ともなった。もうひとつの考えは、政府は大いに国家と人民の利益にかなったとみなし、会社の事業を賞賛するものである」（R5 KS 1/5: No. 75/9106 [6-7]）と整理している。

2) 1973年10月14日をピークとする10月政変（10月14日事件）の結果、58年から続いた軍部独裁政権が崩壊し、文民政権が誕生した。そして、1976年10月6日には軍部クーデタが起き、軍事政権が復活した。しかし、その後、一次的に復活した軍事政権は、現役ではなく退役将校が首相の座に着く形となり、文民政権下の91年に再び軍部クーデタが起きたが、92年5月の市民との衝突（5月暴虐事件）を機に政権から完全に退き、文民政権体制が定着した。このような73年政変後の軍部後退・民主化のプロセス初期の70年代に学生運動が果たした役割は大きく、この時期に学部学生時代を送って大学院に進んだ院生の修士論文は、タイの社会経済史研究のレベルを急速に高めるのに貢献した。彼らには当時の社会主義思想の影響も加わって、農業問題・土地問題に関するすぐれた修士論文が集積されたが、80年代のとくに後半以降の修士論文類からは、農業問題・土地問題への関心が急速に薄れたように見受けられる。

3) 杉島（1999）は、日本の若手研究者たちによる土地制度の貴重な比較共同研究である。同書の序論は、人類学的視点から、植民地を含む近代と国民国家の批判的な相対化を大前提として、土地所有を、むしろ伝統社会にひきつけて、その重層性、全体性、儀礼性を意識しながら、「原住民」保護も含む近代的・植民地的な土地政策にみえる近代的な所有観念の偏りを指摘し、土地紛争にみられる

新旧の所有観念の絡み合いの中から近代的所有が否定した本源的な所有観念を復元しようと努力している。しかし、率直に言って、その主要関心とする所有の性格と対象地域とが示すように、あまりにも外在的な土地所有批判に偏りすぎて、近代日本における土地所有権の導入と農地改革によるその否定という土地所有権の動態過程それ自体の内在的批判とはなりえていない。これに対して、たとえば、中堅研究者である庄司 (1999) は、日本の近代化に特徴的な研究・政策史上の問題関心を整理し、同時に、地域実態をふまえた農地改革とその結果についての実証研究を行っており、近代的土地所有の内在的な批判を行っている好例である。なお、農地改革の生々しい雰囲気の中で書かれた小倉 (1951) は、農地改革が近代日本の内的所産でもあったことを語る歴史的証言である。

4) チャップションとは、簡単には、無主地を先取りし、通常 3 年の間に開墾すると、耕作部分について保有権を認められるが、その 3 年間に耕作しない場合、保有権は認められず、無主地に戻るのでもた他人が同じように先取することができ、また既耕地であっても、通常 10 年以上、連続して耕作を放棄すると、保有権を失い、同じ土地を後で先取りし、利用する者に保有権が移る、という慣習法的な一時的な土地の利用・保有の慣習をいう。実定法としては『三印法典』雑律にさかのぼる。注 (10) をも参照。

5) それ以前の保有権の証明書としては、比較的安定した水田に対して、1857 年、1882 年、1887 年、1888 年等に、検見による地租徴収の際に、課税通知書として、ナー・クロー田に対しては *tra daeng* 証書が、ナー・ファンローイ田に対しては *tra chong* 証書が交付されたが、近代的な測量による地籍図は添付されていなかった。1899 年のマハーヨーターによるランシット運河、ブラウエート運河での *tra daeng* 証書の試験的な交付の際には、地図局の測量が間に合わず、シャム運河水路掘削会社の測量地図が利用され、1901 年のアユタヤ県を皮切りに行われた近代的地券の交付の際に初めて、海峡植民地の Torrens System 方式に見習って、地図局作成の地籍図が利用された。この

経緯は、簡単には、北原 (1990: 60-63)。

6) 伝統的に土地そのものに対する税はなく、作物・産物ごとに税が課されたが、とくに国家が関心を払ったのは、農地では、田地 (*na*) と果樹園・菜園 (*suan*) であり、また、農地以外では、森林木材と鉱物資源であった。伝統的に、田租は毎年の収穫期の 2 月末になると検見が行われたが、果樹園税は各治世の国王の即位三年目に 1 回だけ検見が行われ、これに従い、耕作者は毎年税金を支払う建前だった。これらの土地産物税の徴収は、農地 (および農作物) に関しては、1873 年以降の財政改革を前提として、1897 年から 2 年間の農務省解散を経て、基本的に大蔵省の管轄となった。この間の徴税方法の推移については、たとえば、ランガの古典的作品を参照 (Lingat 1940: 38-43; 野中・末広訳 1987: 219-225)。

7) この地租徴収額は、華僑人口からの人頭税とあわせても全歳入額の 20% から 30% の間に分布し、間接税である関税、消費税、内国取引税、漁獲税、アヘン請負税、賭博税、富籤税等と比べて必ずしも多いとは言えない [北原 1976: 68]。

8) タイ国年次統計書 (SYT: 旧名, The Statistical Yearbook of the Kingdom of Siam) には「歳入目的による等級別の田地耕作面積」が掲載されている。これによれば、1902/03 年以後の面積値には、まず、ナー・クロー田の欄の記載は全くなく、すべてナー・ファンローイ田である。また、等級別には、第 1 級は、1905/06 年から 1910/11 年まで (各年 500-600 ライ台) に限られ、以後はほとんどが第 3 級に区分されている (1915/16 年までは、若干の第 4, 5 級の面積もある)。さらに、その面積はこの 30 年間ほとんど変化がなく、最高でも 130 万ライ程度である。米の耕作面積の数値が初めて現れる 1911/12 年には、田租徴収面積は合計 942,000 ライであり、全米作面積、9,823,087 ライの 9.6 パーセント程度である。等級別耕作面積の合計値が 136 万ライと最高値となった 1915/16 年でも、全米作面積 1,315 万ライに対する比率は 10.3 パーセントである。ただし、当時のナー・ファンローイ田の田租は 3 等級でライ当たり 0.8 バーツである (Ingram 1971 [1955]: 71)

から、136万ライ分の収入額は、109万バーツ程度のはずである。ところが同統計書によると、同年の田租徴収総額は、821万7,000バーツであるから、この統計書の等級別田租面積はきわめて不十分である。少なくとも、1908年布告以降ふえたはずのナー・クローコー田は全く記載されていない。しかし、それを加えても、田租捕捉面積は半分未満だったとみられる。

- 9) 筆者はこの事態を、北原(1974)において仮説的に論じ、農務省解散の直前に国王の付託を受けて設置された特別委員会、「土地係争審理判決特別委員会」の実証作業(北原1980)を行ったことがある。1896年の王政内閣の大改造は、必ずしも国王に協力的でなかった官僚貴族やその有力な一族をはずし、国王に忠誠を誓う有能な親王・王族たちで閣僚を固め、国王親政体制、あるいは絶対王政体制を敷く有力な契機となった、とされる。この新旧勢力(The Old Siam 対 The New Siam)の抗争については、Wyatt(1969)が古典的存在である。
- 10) 元土地局長のサクは、1909年法にはチャップチョーン規定が欠けているとみなす(Sak 1968: 7)。1909年法にも、59条から64条までは、2年期限の一時的占有証(bai yai yam)の交付と、その後の地券交付の規定を中心とした“チョーン”(チャップチョーン)に関する規定であり、これは極端すぎる見解だが、これは近代的地券の規定を優先し、面倒なチャップチョーンの規定を36年まで引き延ばした歴代の土地行政への批判を含む、とみられる。サクは、1901年、1909年の地券交付法について、「これらの法律は地券交付の方法についてふれているだけであり、人民に土地のチャップチョーンを取りはからう条項は何もなく、決して新しい[チャップチョーンの]土地の権利を与える法律ではない。この点について後世の法律家は誤解し、これらの地券交付関係の法律は[チャップチョーン地に対しても]権利を与えたと考え、この点の誤解が今日まで続いている」(Sak 1968: 7)とする。また、チャップチョーンについてふれるのは1936年と1954年の土地法のみであり、「ラタナコーシン暦127年(1909年)土

地法もこの件[チャップチョーン]にはふれていない。法律家の立場から言えば、仏暦2479年(1936年)以前には、誰がその土地に権利があるか否かは『雑律』に基づかねばならなかったが、ようやく、仏暦2479年(1936年)土地法が施行された」(Sak 1968: 8-9)という。ここでいう「雑律」(laksana betset)とは、アヌタヤ時代の法令のうち必要なものをバンコク王朝になって1805年に編纂し、実定法とした法律集である『三印法典』(kotmai tra sam duang)のうち、刑法、民法等の分類からもれた雑多な法令を集めた部分である。『三印法典』については、石井[1969]を参照のこと。ただし、法律家のチャイヨットによれば、チャップチョーンの際の一時的占有証 bai yai yam は1888年に最高裁の判例があり、1898年の規則、1909年土地法等に法的根拠もあり、また利用済証書である tra chong (または bai chong) は1874年の水田検見法、1877年の運河掘削法、1902年の暫定トゥラーチョーン法等に法的根拠があるとされる(Chaiyot 1987: 418-420)。したがって、占有証関係の実定法はすべて『三印法典』まで戻る必要はないが、これらの旧法・慣習法を整備したうえで体系的なチャップチョーン規定を作らなかったことは確かである。

- 11) ダムロン親王のこの考えと以前の慣習法を尊重する考えとは矛盾する。1910年の農務省での土地法案委員会の会議では、ダムロン親王は、イギリス式だと国家が土地を長期間貸し出す方式となる、しかし、100年間国家が貸し出すのと、まずチャップチョーンさせて利用したあとに権利を与える方法は大して変わらないが、国家が貸し出す方式を国民が理解できないから、古来の方式に従うのだ、とする。それは一時的占有証(bai yai yam)をまず出して、そのあと15年20年期限の地券(chanot)を出す、ただし、3年から10年利用せずに放棄すれば、再び国家の所有に戻る、というものである(R5 KS4.1/5)。
- 12) スラサックモンローの自伝によれば、このフランスとの国境紛争とそれに端を発したスランス軍艦3隻のバンコク威嚇の際には、もともと陸軍中将でホー族征伐軍遠征で功のあったスラサック

は、ホー族征伐軍当時の退役兵 1000 人以上を召還させて、国王の認可のもとに、私設軍を設置、訓練したり、精米所所有者やその取り巻きやくざを集めて、紛争に乗じてことを起こさぬように説得したりして、フランス軍の威嚇に対抗している。また、フランス大使館に、ホー族軍征伐のとき智慧を授けてもらった知人を訪ね、対仏関係の仲介役を務めている。しかし、事件がおさまったとき、重なる要求にもかかわらず、この私設軍に対しては功勞の勲章も手当も与えられなかった。スラサックはやむなく、かつて自分の盜賊狩り作戦の際に盜賊から没収して国家管理されていた水牛を、帰還する伍長に 2 頭、兵卒に 1 頭ずつ、農作業用として与えている (Surasak 1933(2): 159-172)。なお、ダムロン親王はスラサックが徴収した地租を軍備に流用したことを暴露している (R5 KS3.2/10: No. 21/504)。おそらく、功勞金の一部になったのだろう。スラサックの努力が報われなかったのは、国王の神経症もあろうが、彼が国王・親王の新勢力 (The Young Siam) に認められな

かったことにも関係がありそうである。なおスラサックは、フランスとのカンボジア国境紛争で駐留した東部には利権も生まれたく、大臣を辞めたあとの一族の生活のためだとして、1897 年に療養先のシーラチャーで見つけた經濟林のコンセッションを、外国系銀行の支援をもえて、願っている (R7 KS5.1/1)。

一次史料

- R5 KS, R6 KS, R7 KS 分類公文書 (タイ国立公文書館所蔵/ラーマ 5 世期(R5), ラーマ 6 世期(R6), ラーマ 7 世期 (R7) の農務省 (KS) 分類公文書類)
- PKPS: Sathien Lailak(ed), *Prachumu kotmai pracham sok*, 1935 (サティエン・ライラック編『年次別法令集』)
- KTSD: *Kotmai tra sam duang*, Khrusapha. (『三印法典』クルサバー版)
- SYT: *Statistical Yearbook of Thailand*
(名古屋大学大学院経済学研究科)